



冠婚葬祭の基本

葬

突然の時、
後悔しない為に

近年増加傾向にある新しい葬儀の形「直葬」。

今回は直葬が増加する背景や、実際に

直葬を行った場合の流れを紹介致します。

直葬とは？

直葬とはお葬式を行わず、火葬のみを行う事と言います。死後24時間は法律上火葬する事は出来ないので、遺体を自宅・マンションの集会所・葬儀場等の施設へ搬送して安置。翌日に火葬して骨壺へ骨を収めます。文字通りの直葬です。「余呑葬」「火葬式」とも言われます。

直葬を選択する背景

●高齢化により知人が殆どいない

90歳を超えると知人も殆ど亡くなり、自分の葬儀に来るのは知らない人ばかりという状況がある様です。

●孤独な、身寄りのない人が増えた

家族や親戚はいるが不仲・絶縁状態。後を託せる友人等がない。そういうたまりもがある様です。

●葬儀にお金をかけたくない

直葬は葬儀・告別式を行わない為、一般的なお葬式よりもグッと金額が安くなります。

直葬の流れ

下図に直葬の流れを紹介しています。直葬は葬式を行わない為、最小限の費用で故人を送る事が出来ます。又「自分達で出来る事はどこ迄？」という疑問を元に調べてみました。

葬儀社に依頼した場合と、自分達で出来る事をした場合の流れを平行して紹介します。

直葬時の注意点

直葬は増加傾向にあります。まだまだ少数の為、以下の様なトラブルも起き

やすいので注意しましょう。

●直葬(火葬)のみのはずが、通常の葬式を行っていた。

悪質な葬儀社は、気落ちした遺族を上手く言いくるめ、遺族の意思に反して盛大なお葬式を行つて多額の葬儀費用を請求する場合もあるので注意が必要です。

●お墓を持つている場合

この場合、必ずお寺に相談して下さい。お寺は当然、宗教儀式をとり行うべきだと考える為、時として納骨を断られる事もあります。

●親族・知人への対応

「葬儀をして欲しかった」「お別れをしたかった」という親戚や知人への対応は考慮する為、時として納骨を断られる事もあります。

●死亡届を出す

死亡届を記入、各市区町村の役所に提出し、「火葬許可証」を交付。※業者が代行

④火葬場・靈柩車の予約

火葬場の予約・靈柩車の手配。※業者が代行

⑤24時間の遺体安置

自宅で安置出来ない場合は、葬儀社の斎場に安置出来る。葬儀社の直葬プランの場合、斎場の利用や棺もプランに入っている事が多い。

※葬儀社によってセット内容が違う為、必ず「何が入って何が別途必要か」等、内容を確認する事。

⑥火葬場へ

④で予約した日時に、靈柩車で火葬場へ搬送。火葬の炉の前で最後のお別れ。遺体と過ごさなかつた場合、この時棺に故人の愛用品や別れ花を入れる。

⑥火葬場へ

④で予約した日時に火葬場へ自分達で搬送。火葬の炉の前で最後のお別れ。遺体と過ごさなかつた場合、この時棺に故人の愛用品や別れ花を入れる。

⑦取骨

お骨を拾う。骨壺等は葬儀社が準備してくれる。※プランのセット内容を必ず確認する事。

⑦取骨

お骨を拾う。骨壺・取骨用の箸等を準備する事。webや業者から購入も出来る。

①死亡診断書を貰う。(医師に書いて貰う)

②遺体の搬送 業者に依頼

病院で亡くなった場合、遺体が手く言いつづけられ、火葬場へ搬送される事が出来ない為、一度自宅又は一時的に借りる安置場所手に連絡を取り、搬送車の手配を大なお葬式を行つて多額の葬儀費用を請求する場合もあるので注意が必要です。

③死亡届を出す

死亡届を記入し各市区町村の役所に提出し、「火葬許可証」を交付。※業者が代行

④火葬場の予約(10～16時)

死亡届を記入し各市区町村の役所に提出し、「火葬許可証」を交付。

⑤24時間の遺体安置

自宅で安置出来ない場合は、葬儀社の斎場に安置出来る。葬儀社の直葬プランの場合、斎場の利用や棺もプランに入っている事が多い。

⑥火葬場へ

自宅で安置出来ない場合、マンションの集会所や公民館等の施設を利用する。(要事前確認)葬儀社の斎場は、「直葬プラン」の契約が条件。安置場所が確保出来ない場合、自分達での直葬は無理。棺は葬儀社やwebでも購入出来る。

⑤24時間の遺体安置

自宅で安置出来ない場合、マンションの集会所や公民館等の施設を利用する。(要事前確認)葬儀社の斎場は、「直葬

⑥火葬場へ

自宅で安置出来ない場合、自分達で搬送。火葬の炉の前で最後のお別れ。遺体と過ごさなかつた場合、この時棺に故人の愛用品や別れ花を入れる。

⑦取骨

お骨を拾う。骨壺等は葬儀社が準備してくれる。※プランのセット内容を必ず確認する事。

⑦取骨

お骨を拾う。骨壺・取骨用の箸等を準備する事。webや業者から購入も出来る。

やすので注意しましょう。

②遺体の搬送 比分達で

病院では遺体を長時間安置する事が出来ない為、一度自宅又は一時的に借りる安置場所に移動する。その為、遺体を寝かせられるバンタイ等の車を準備。遺体を搬送する際は、死亡診断書の携帯は必須。大きめの車がない場合はレンタカーという手も。

③死亡届を出す

死亡届を記入し各市区町村の役所に提出し、「火葬許可証」を交付。

④火葬場の予約

死亡届を記入し各市区町村の役所に提出し、「火葬許可証」を交付。

⑤24時間の遺体安置

自宅で安置出来ない場合は、葬儀社の斎場に安置出来る。葬儀社の直葬プランの場合、斎場の利用や棺もプランに入っている事が多い。

⑥火葬場へ

自宅で安置出来ない場合、自分達で搬送。火葬の炉の前で最後のお別れ。遺体と過ごさなかつた場合、この時棺に故人の愛用品や別れ花を入れる。

⑦取骨

お骨を拾う。骨壺等は葬儀社が準備してくれる。※プランのセット内容を必ず確認する事。

⑦取骨

お骨を拾う。骨壺・取骨用の箸等を準備する事。webや業者から購入も出来る。